

☆復興特別所得税について☆

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととなりました。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、実際には、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収することになります。例えば、100万円以下の報酬にかかる所得税の税率は10%でしたが、平成25年1月1日以降は、所得税率と復興特別所得税率の合計税率として、10.21%となります。

また、給与等については平成25年分以降の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収することになります。詳細につきましては担当者にご確認ください。

☆エンジェル税制について☆

エンジェル税制とは、創業して間もない元気な企業を応援するために、一定の要件を満たした企業へ投資を行った個人に対して、投資時点と、売却時点で税制上の優遇措置を行う制度です。

1. 投資した年に受けられる所得税の優遇措置

以下の①と②の優遇措置のいずれかを選択できます。

・優遇措置①（設立3年未満の企業が対象）

（対象企業の投資額－2,000円）を、その年の総所得金額から控除。ただし、控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い金額となります。

・優遇措置②（設立10年未満の企業が対象）

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除。控除対象となる投資額の上限はありません。

2. 株式を売却し損失が発生した場合、受けられる所得税の優遇措置

対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）できます。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

9月は新年度

今年もあっという間に大好きな夏が終わってしまいました。今年は例年になく忙しく、のんびりと過ごすことができませんでした。

我々の仕事は、半袖を着ると暇になると言われておりましたが、その神話は崩れたようです。税務調査も通常は9月ぐらいから新年度が始まっていたのですが、東日本大震災以後、8月より始まるようになりました。

8月の税理士試験も終わり、今からは来年の試験に向かって新たにスタートをきる時期でもあります。

私の中では、この9月というのは新年度が始まった感があります。

心を引き締めて、また業務に励みたいと思っております。

太陽光発電のその後

先月号でお知らせしたとおり、8/27に我が家の屋根には太陽光発電のパネルが24枚設置されました。

ところが、東京電力が売電用のメーターを取り付けに来るまでは、その発電した電気はたれ流し状態。来てもらえるまでに3週間かかるそうです。従いまして、我が家がエコ化するの、今月中旬以降です。まったく東京電力の殿様的な対応には問題がありますね。この続きはまた来月号でご報告いたします。

夏休みのお知らせ

当事務所は7月～9月にかけて夏休みをとることになっています。飯島：9/11～9/14、松本：9/18～9/19、山本：9/7・14、星野9/12～9/14です。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、リフレッシュしてまいりますのでよろしくお願い致します。

今月の一言

『仕事は朗らかな気持ちで！』

一日中礼儀正しく朗らかな気持ちで仕事をすれば、一日中腹を立てて仕事をするよりも、夜寝るときに疲労がずっと少ないということ。

ニコニコ朗らかにしていれば緊張もほぐれる。

疲れるのは仕事のせいではない。

心の持ちようが悪いのである。

この方法を一度試してみるのだ。』

デール・カーネギーが言った言葉だそうです。私はいつもこれができなくて悩んでいます。頭ではわかっているのですが、ついカッとなってしまうことがしばしば。